

学校感染症による出席停止について

2023年5月改訂

学校では、下記の感染症を「学校感染症」として、学校保健安全法に基づき「出席停止」の措置をとらせていただきます。この措置は、お子さんに十分な休養をあたえ早く病気を治すためと、他のお子さんへの感染を防ぐためのものです。医師が感染の恐れがないと認めるまでの間は「出席停止」の扱いとなり、欠席とはなりません。医師の指示に従いご家庭で十分休んでください。診断がつきましたら、必ず学校にお知らせ下さい。

医師から登校許可が出ましたら、学校で配布する「罹患・治癒証明書」に記入してもらい、登校を始める日に担任に提出してください。

※1 インフルエンザは保護者による登校届を提出 ※2 新型コロナウイルス感染症は提出書類不要

* 出席停止を必要とする感染症と出席停止期間のめやす（学校保健安全法施行規則による）

	病名	停止期間
第一種	エボラ出血熱 など	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ ※1 (特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで ※1 提出書類：登校届
	百日咳	特有の咳が取れるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症 ※2	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 ※2 提出書類：不要
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎 など	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 (溶連菌感染症、手足口病、 ノロウイルス感染症 など)	症状に応じて出席停止の必要を医師が判断し、感染の恐れがないと認めるまで

* 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなします。